

2. 草津市児童育成クラブ指定管理者事業計画

1. 保育業務内容等

①指定管理者への申請事由

命や人権が大切にされる児童育成クラブ

～みんなで支え合うまちづくりをめざして～

近年急速に進む少子・高齢化や地域のつながりの希薄化によって子育てに不安・孤立感を覚える家庭が増加している。また不登校や、虐待問題のような社会課題が複雑化しており、子どもを取り巻く環境は日々変化し続けている。

さらに、親の労働環境の厳しさにより、家庭生活や子育てにかかわる時間や心の余裕を持ってない親も少なくない状況である。

こうした中、児童育成クラブは、共働き世帯の増加とともに親の就労支援と児童を預かる保育機能を基礎としつつ、学校から帰宅して家庭に代わる居場所であること、学年を越えた交流や遊び、文化の創造力の場でもある。

私たちは指定管理者制度の導入とともに「子育ての市民化・社会化」を理念に地域で子育てを中心としたまちづくりを掲げ、多様な人との出会いを大切にして事業運営をしてきた。

地域の児童民生員さんや伝承遊びを得意としているお年寄り、福祉施設の皆さん、地域のお店の人、買い物客など地域で暮らす市民と共に生き共に働く社会の創造を理念にすべての子どもの命や人権が大切にされる協同の社会づくり目指してきた。

草津市でもその理念や、目標は変わらない。2006 年指定管理者制度導入に伴い、児童育成クラブのびっ子笠縫を受託して以来、2009 年には草津、常盤、大路、2019 年からは志津南も加わって 5 つの小学校区で実践を行ってきた。

また、公設民営の児童育成クラブに入ることができない児童のために笠縫学区と、志津南学区に民設民営の児童育成クラブも市民の協力により 2 か所立ち上げてきた。

児童育成クラブは学校と家庭をつなぐ児童にとってありのままを出せる第 3 の居場所と機能を持っている。

子どもや親の就労状況は日々変化をしているが、子どもたちの輝く姿はたくさん見てきた。そして中学生や高校生、社会人になった子どもたちが遊びに来たり、手伝ったり、相談に来ることもある。それは人と人との関係性を大切に運営してきた実践の証でもあると思っている。

2006 年以来積み重ねてきた実践をもとに、子どもの安全安心な居場所の提供、親の気持ちを受け止め子育ての支援、地域との連携を念頭に置き、命や人権が大切にされる児童育成クラブの運営を目指し、この事業に応募する。

②保育方針と保育内容

保育方針

- ① 学童保育ならではの異年齢集団等の特徴を生かし、集団でのコミュニケーションの方法を学べる環境を整える。
- ② 子どもに寄り添い話をよく聞き、一人の人間としてその存在を尊重し、真摯に向き合う事で子どもが安心して通える、子ども主体の保育を行う。
- ③ 手洗いや宿題の時間などに決まりを設け、生活習慣の指導も行う。
- ④ 保護者との情報共有や関係づくりを積極的に行い、安心して預けられる児童育成クラブを目指す。
- ⑤ 学校やまちづくりセンター、地域のコミュニティなどとも関わりを持ち連携し、卒所生とも関わりを持ち続ける等、地域に根差した児童育成クラブを目指す。

保育内容

集団活動

- ① 児童一人一人の発達段階に合った遊びができるよう玩具や器具、場所を用意し、外遊びでは「おにごっこ、サーッカー、野球、一輪車」など、室内遊びでは「レゴ、プラレール、マンカラ、ポケモンカード、本読み」などの遊びを提供し、静と動のメリハリをつけた生活をする。
- ② 学習の時間を作り、異年齢で教えあえる環境をつくりコミュニケーション能力を高める。
- ③ 集団活動の際に支援が必要な児童に対しては、保護者と連携を取りながら支援していく。
- ④ 集団遊びや行事では、子ども達が会議を開き、ルールを守り助け合いながら、子ども自身が主体に取り組めるよう工夫し、それを支援員がサポートしていく。（クリスマス会、みんな遊び、ハロウィンなど）
- ⑤ 当番制やグループ制を導入し「のびっ子笠縫」という一つの集団の一員だという感覚をもち、その生活集団の中での自分の役割やルール、生活の流れやコミュニケーションの方法を学べる場を提供する。
- ⑥ 子どもに頼めることは積極的に任せてみて、それに対してリアクションをすることで自信や責任感、問題解決能力を高める。

生活指導

- ① 学童で決めたルールは守る事、自分の物は自分で管理し、整理整頓ができるようになり、自分たちの居場所だと感じられる保育をする。
- ② 困り事や悩み事伝えたい事は、自分の言葉で伝え、支援員と一緒に解決し、時には寄り添いながら支援員との信頼関係を作っていく。
- ③ 異年齢集団という特徴を生かし、遊びや行事の中で他者の気持ちを考え、思いやりややさしさの気持ちを学べるような保育をする。

- ④ 手洗い、消毒や持ち物の整理の仕方、食事マナーや話を聞く態度等基本的な生活習慣や社会生活上のマナー等を育てる保育をする。

<1日の流れ>

平日 (放課後～17:30/19:00)	土曜・長期休業日 (8:00～17:30/19:00)
下校後、登室 QRコードで受入れ 宿題 15:30 自由遊び 16:10 おやつ 16:30 帰りの会 ☆各自、お迎えまで自由に遊ぶ 17:30 延長保育 室内遊び 19:00 降室	8:00 午前延長保育開始 8:30 通常保育 9:30 朝の会・体を動かす 宿題 10:30 自由遊び 12:00 昼食(お弁当) 食休み(夏休みのみ昼寝) 自由遊び 15:00 おやつ 帰りの会 ☆各自、お迎えまで自由に遊ぶ 17:30 延長保育 室内遊び 19:00 降室

③活動行事等

- ① 活動行事は児童達の意見を広く取り入れながら、児童達が「楽しい」と感じ、自ら進んで取り組めるものを企画する。
- ② 子ども達が自ら進んで行う遊びの中で、集団での仲間意識やコミュニケーション能力が育っていくよう意識し活動や行事を行う。
- ③ 発達段階による格差が少なく異年齢間で楽しく平等に遊べる、伝統的な昔遊び等を積極的に取り入れる。
- ④ けん玉や、お手玉などに独自の級を設けて、技の出来具合によって昇級し、賞状等を渡し達成感を得たり、その遊びによる独自のコミュニティを作り出すような取り組みを行う。
- ⑤ 年中行事も積極的に行い、日本古来の風習や文化に触れ、豊かな情操を育む。
- ⑥ 同学区内で同事業所が運営している民設児童育成クラブ「にこに子」と密に連携を取り行事を行うことで、より幅広い異年齢との関わりの機会を提供する。

④特別な配慮が必要な児童への支援について
年に数回、虐待や障がいの研修は事業所独自にも行う。 ① これまでの信頼関係をもとに、学校や保育所など関係機関との連携に努め、保育所、学校、家庭での様子などを全支援員で共有する。 ② 障がいがある児童については保育所や学校での支援計画の共有を依頼する。それをもとに保護者と相談しながら、児童育成クラブでもアセスメントシートを作成し、子どもの成長・理解に合わせた連続性と包括性をもった支援を行う。 [REDACTED] [REDACTED]、草津市発達支援センターとも具体的なアドバイスを受けるなど連携しながら、その児童にとって「バリア」となる部分を取り除き、個々に合う過ごし方を提案する。また成功体験ができるよう、支援員がサポートしつつ、興味をもつことなど、個性が活かせる活動を提供する。それらを通して、他児童の理解も促しインクルーシブ保育を実践する。 ③ 虐待を受けている、またはその可能性がある児童に対しては、虐待の早期発見がしやすい立場であることを理解し、子どもの心に寄り添いながら信頼関係を築き、困りごとを含め、話がしやすい大人とのつながりをつくる。状況に応じて学校や家庭児童相談センターなどの関係機関と連絡を取り、同じ方針をもって対応する。 ④ 障がいのある児童や生活支援が必要な児童など、何らかの配慮が必要な児童については、支援員が日頃からコミュニケーションをとり、ともに体験できる機会を多く持つことで、困った時にすぐに頼れるような信頼関係を築く。 ⑤ 保護者とはお迎えの時などにできる限り多く会話して、お互いに様々な悩みを相談できるような、信頼関係を作っていき、同じゴールを見つめて保育をし、保護者の負担が心身ともに軽減されるよう関わる。
⑤事故防止・安全対策について
① 法令点検のほか、遊具や設備の点検を日々行い、修繕が必要な場合は速やかに行う。 ② 必要な医薬品その他医療品を備え、管理を適正に行い、適切に使用する。 ③ 事業所の衛生管理指針に基づいて、施設設備やおやつ等の衛生管理を行い、食中毒の発生を防止する。定期的に検便検査を実施する。 ④ 感染症の発生状況について、情報を収集し予防に努める。流行する時期には消毒や換気を行い、感染症拡大を防ぐ。 ⑤ 防災対策、救急対応、アレルギー、身体拘束、事故対応など各種マニュアルを整備し、どの職員も緊急時に慌てず対応できるようにする。 ⑥ 子どもたちの心理状態や仲間関係について支援員で常に情報を共有しながら観察し、日々の変化を見逃さないようにする。困った時に相談できるよう、日々の会話や活動の中で支援員との信頼関係を築いて、いじめの防止につなげていく。 ⑦ 死角を作らない保育室の工夫をする。

- ⑧ 防犯、防災訓練を定期的にしておくと同時に避難経路については確認をする。
- ⑨ 玄関を施錠する。ただしお迎えや登所の時などは玄関を解放し、入口にある防犯カメラをチェックする。
- ⑩ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- ⑪ 外出時についてはあらかじめ見通しをもって児童にも知らせ、ルールの確認もしておく。夏季は環境省が示す暑さ指数を確認し、31 以上の指数を示す場合は、屋内で活動する。
- ⑫ 警備システムを設置する。
- ⑬ 欠席日は保護者が連絡することとする。出欠確認には入退室管理システム [REDACTED] と、名簿を用いた目視による出欠確認のダブルチェックを実施する。またお迎え時、（長期休みの期間は送迎）は必ず保護者、または保護者から委任された 18 歳以上の人に児童を受け渡す。
- ⑭ 遊具や場所の使い方については、児童とともに話し合っ、安全な使い方を決めていく。
- ⑮ 有事の時は助け合える関係を地域の中で作っていく。

⑥ 苦情対応

（苦情を生まないようにするために）

常に児童の状態を観察し、保護者や関係機関とコミュニケーションを取り信頼関係を構築する。不満や要望に対して早期に察知し、迅速に対応するように努める。

そのために

- ① 普段からお迎えの時に児童の様子を伝え、保護者の話を聞くことで、気になったことも話しやすい関係性を築く。
- ② 年に 1 回またはその都度アンケートを取り、評価や要望を聞く。
- ③ 状況に応じ個別面談や、子どもを加えた三者面談を行い、個々の状況や要望を聞く。
- ④ 保護者交流会や行事を行う中で保護者同士や支援員との関係を密にする。
- ⑤ 学校や地域関係者との連絡を密にする。
- ⑥ 察知した不満や要望は事業所長へ速やかに連絡し、関係者から事情を聴き迅速な対応と解決を図る。
- ⑦ 個人情報の保護に留意しつつ、定期的な支援員会議の中で情報の周知徹底と共有を図る。また事例検討で具体的な対応能力の向上に努める。

（苦情対応体制）

苦情には誠意を持ち迅速に対応し、保護者や地域からの信頼を深められるように取り組む

- ・ 苦情管理責任者：事業所長（場合によっては滋賀事業本部長）
- ・ 苦情窓口対応：現場責任者

（手順）

苦情の受け取り

↓ 苦情を受けたら、内容を苦情処理記録簿等に記録

苦情受付報告

↓ 苦情窓口担当者に伝え、所長へ報告

解決策の検討、実施、報告

↓ 現場責任者は事業所長の指示のもと関係者から事情を聴き話し合いを行う。結果を苦情申し立て者に報告。困難ケースの際は事業所長が対応し、なお解決が難しい際は市の担当者に指導を仰ぐ

苦情対応の記録と再発防止

苦情対応の経過を記録し、支援員会議で周知し再発防止に努める。

困難ケースについては市の担当者に報告する。

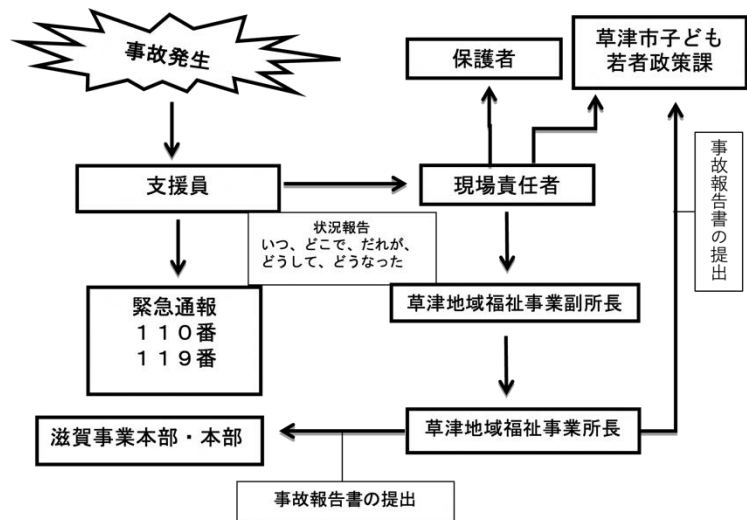
⑦緊急連絡体制

基本的には右図に従って連絡する。

事故・災害時等の緊急時に活用できるよう個別の緊急連絡表を作成し、保護者・医療機関・警察・消防・市担当者等を日常的に確認し情報を更新。

また定期的に訓練を行い、支援員間で情報を周知徹底する。発生した事故や怪我は個人情報に留意しつつ、草津み

んなの家が管轄する他の児童育成クラブにも情報や対応方法を共有し、注意喚起に努める。



（事故対応連絡）

・ 万が一、事故や怪我が発生した場合は保護者へ迅速かつ正確に事実を伝える。緊急対応が必要な場合は警察、消防（救急）に直ちに通報する。

(地震災害対応連絡)・・・持ち出し緊急連絡簿・利用者名簿・救急バック

地震発生時は揺れが収まるまで保育室で待機。

児童を誘導し緊急避難させ、安全確認ののち、保護者へ知らせ児童の迎えに来ていただく。
あらかじめ避難場所は説明会等でお知らせしておく。

(火災等災害)・・・持ち出し緊急連絡簿・利用者名簿・救急バック

火災時は緊急避難・初期消火・消防への通報を行う。

(不審者対応)

支援員が間合いを取り声掛けを行う→110番通報

児童安全確保・・・避難誘導→支援員はさすまたで不審者に対応

負傷者がいる場合・・・応急手当→119番通報

被害者等の心のケアと児童の心のケア→現状確認⇒保護者・学校・担当課・法人本部連絡

役割分担

担当支援員の役割

- ① 児童に寄り添い応急処置を施す
- ② 安全確認をおこなう
- ③ 現場責任者・事業所長へ報告

現場責任者の役割

- ① 緊急連絡表に沿って119番通報、110番通報
- ② 保護者へ連絡。場合によっては支援員と手分けして
- ③ 市担当課へ連絡、必要によっては児童宅訪問
- ④ 事業本部・本部へ連絡

事業本部・本部の役割

- ① 損害賠償責任の発生する可能性がある場合は保険会社に通知検討、業務監査室と協議する。
- ② 法的措置を口頭、文書で市担当者に連絡。

(事後対応) 対処方法を口頭、文書で連絡。保護者と児童へ誠意をもって対処することで信頼関係を強める。

⑧個人情報の取り扱いについて

組合として「個人情報保護規定」を策定し利用者にも公表する。

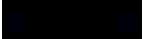
職員の入職時には「秘密保持に関する誓約書」の提出を義務付けており個人情報保護の研修をする。

- ① 個人情報取り扱い責任者は組合代表者とし、管理者は現場責任者とする。
- ② 個人情報の収集・利用・提供および預託を行う場合には業務実態に応じた個人情報の適

切な管理に努める。

- ③ 個人情報への不当なアクセス・個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等の予防、並びに是正に関する適切な措置を講じる。
- ④ 個人情報の保護に関する日本の法令その他の規範を遵守する。
- ⑤ 写真販売などの個人情報の発信に関わる情報発信の際は、保護者と本人に同意を取り、プライバシーの保護に努める。

⑨保護者との連絡・連携

- ① 毎日のお迎え時、子どもの様子を丁寧に知らせることで子どもの変化や気になる様子をお互いに共有する。気になる様子だけでなく、成長できた点や、好きなこと得意なことなど、その子が輝いた場面も積極的に伝え、子どもの様々な可能性を引き出せるよう、保護者と連携しながら支援していく。またお家や学校での様子も保護者と情報交換し、様々な環境において多面的な可能性を引き出せるような支援につなげる。
- ② 配慮が必要な児童への支援方法については、保護者の意見も交えながら計画する。
- ③ 電話のほか、スマートフォンから連絡ができる、連絡支援システム  を使用し、体調やお迎え・出欠の連絡がしやすい環境を整える。
- ④ 体調や怪我の連絡があった場合は、必ず全ての支援員で共有し、安全に過ごせるように配慮する。またクラブ内であった怪我や体調不良は必ず詳しく保護者に伝え、万が一帰宅後に異変があっても、保護者が速やかに対応できるようにする。
- ⑤ 子どもに関する悩み事に限らず、家庭に関する悩み事など、保護者の悩みや困りごとを相談できるようにする。話の内容に応じて草津市の支援機関や、事業所内にある他の専門的な事業の担当者と繋ぐなどして、保護者の「どうしたらいい？」と感じた時に、すぐに頼れる身近な窓口とできるようにする。そのために、上記①のような保護者と会話する機会を多く設け、話しやすい関係性を作れるようにする。
- ⑥ 毎月のお便りを発信するとともに保育現場の様子をよりよく知ってもらうために、お迎えの際などに様子を見ていただける環境を作る。
- ⑦ 年に 1 回または必要に応じてアンケートを取り、保護者の気持ちや要望をくみ取り保育に反映する。
- ⑧ 保護者交流会や行事に参加してもらうことで、保護者同士のつながりができるような機会を設ける。

⑩関係機関等との連携について

- ① 学校とは連絡協議会を年に数回実施する。また下校時などに各学級担任の先生と必要に応じて情報交換を行い、その日の学校における様子を引き継いだり、クラブでの様子を伝えることで、学校と一体となった支援を行う。特に支援学級の先生とは、学校・クラブでの過ごし方やアプローチの方法を細かく相談する。
- ② 必要に応じて草津市発達支援センターへ巡回支援を依頼し、専門的助言を踏まえて、そ

の児童にとって過ごしやすい環境を調整する。また家庭児童相談センターとも連携し、子どもが生活上で抱える困りごとを早期に解決につなげられるようにする。

- ③ [REDACTED]、インターンシップ事業や、マッチング事業を実施することで、「学童で働いてみたい」と思ってもらえるような人を増やす。
- ④ まちづくりセンターや町内のコミュニティとも積極的にかかわりを持ち、町内の清掃や町内のふれあい祭りなどイベントに参加し関係を深め、子どもたちの健全な育成に良い影響を与える出来事に参加する機会を増やす。
- ⑤ 支援の必要な子どもには、入所前に保育園等へ見学を行い、情報共有を行う。
- ⑥ 同学区内で同事業所が運営している民設児童育成クラブ「にこに子」と密に連携を取り行事等を行う。保護者アンケートや普段の会話から、高学年になっても児童育成クラブを利用したいという保護者が多く、そのためにクラブを移動することに不安を感じている保護者と児童が多い。そこで、にこに子と定期的に交流を行う事で、にこに子の支援員の様子や児童の様子を知ることができ、保護者と児童の不安の軽減を目指す。

⑪ サービス向上について

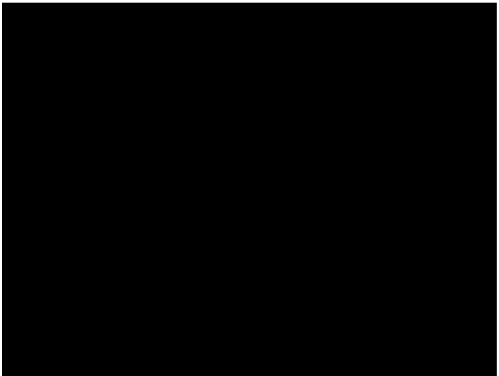
当組合は子どもを中心とした地域づくりを目指している。

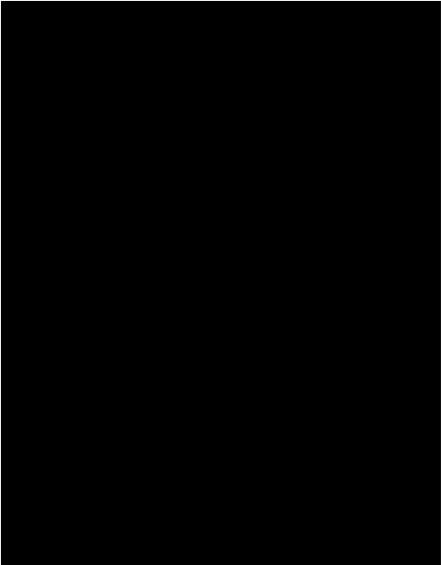
- ① 夏祭りや地域のふれあい祭りへの参加など、住民の方とともに地域の自然や産業、文化を共に体験する。多様な人の考えや生き方、身近な地域にある魅力を知ってもらう機会にする。地域の多様な人とのかかわりを持つことで、顔の見える地域づくりや、困った時に助け合える、身近なつながりを広げていく。
- ② 現在、草津市内で 7 箇所の学童を運営している。これまでの保護者や学校など子どもたちを共に支える人々や団体の関係を活かして、個々にあった過ごし方を提案する。また地域との関係も活かし、その地域だからこそできる体験を実施する。
- ③ 当事業所はそれぞれの地域や児童の様子に合わせた運営を行っており、各学童毎に異なった特色を持ちながら運営している。全国で放課後児童クラブを受託しており、事業所内で解決が困難なことがあっても、全国の本部から助言を受けることができる。
- ④ 草津市や滋賀県が実施する研修の他に、虐待の防止研修・事業所独自にも研修を実施する。できる限り多くの支援員が参加し、聞き取った内容を研修記録等で共有することで、参加できなかった職員へも内容が伝わるようにする。
- ⑤ 長期休業時や午前中のみで下校する時に、地元の店舗から協力を得て昼食を販売し、保護者の負担を軽減する。

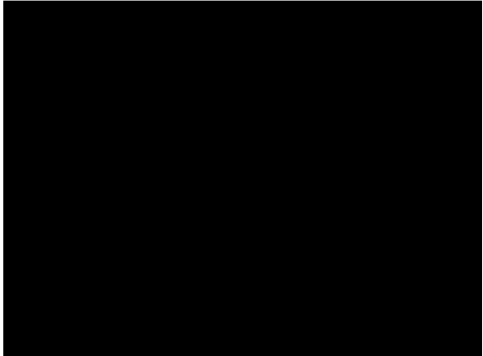
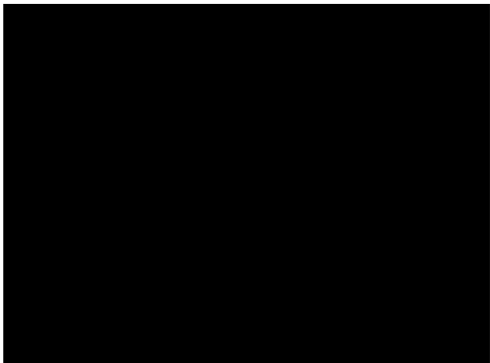
⑥ [REDACTED]

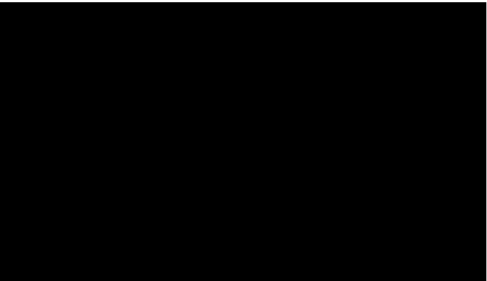
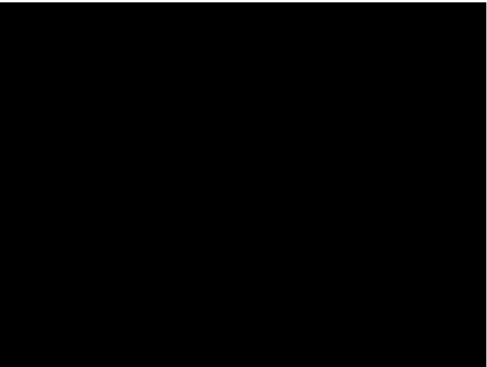
⑫防災・防犯等に関する訓練の実施について
① 年度開始前に安全計画を策定する。 ② 安全計画に沿って日常の安全点検、児童・保護者への安全教育、実践的な避難訓練、職員の訓練・研修を行う。 ③ 職員を対象に救急訓練を実施する。 ④ 安全計画、マニュアルは定期的に見直しを行う。 ⑤ 策定した安全計画は保護者に周知、共有する。

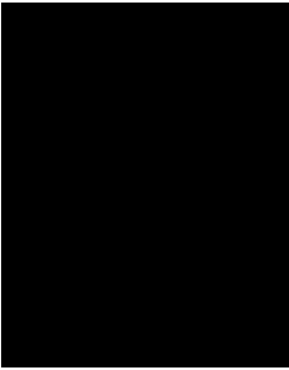
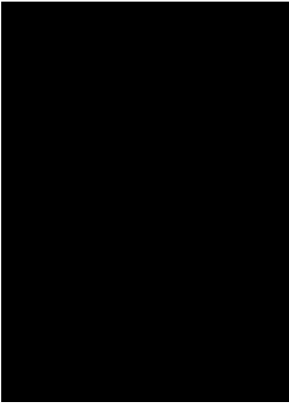
2. 年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等 (実施意図や回数なども記述すること)	施 設 の 維 持 管 理 等 (季節要因も考慮したものを記述すること)
4 月	◎のびっこ紹介 (のびっ子での過ごし方やルールを共有し、のびっ子での生活の基盤を作る。) ◎鯉のぼり制作 (子どもの日にむけてみんなで鯉のぼりを折り一年の健康を願う。) ◎避難訓練 (地震、火災、その他の災害などを想定した避難訓練を、理解しやすい方法を考え、実施しながら行い災害時に対応できる力をつける。)	◎自主点検
5 月	◎端午の節句 (端午の節句の由来などを伝え、柏餅を食べみんなで祝う)。 ◎のびっ子会議 (みんな遊びで行う遊びを決めて、その遊びを行う)。 ◎危険予知訓練 (不審者対策として、映像を見ながら不審者に出会った時などの対応を学ぶ。) ◎保護者交流会 (軽食を伴う座談会や軽く体を動かすアクティビティ等を行い保護者と支援員との交流に加え、保護者同士の交流を促進する。)	◎溝掃除 (梅雨前に雨が流れるよう掃除)  (端午の節句の様子)
6 月	◎連絡協議会 (学童での子どもの様子や環境整備に関する事など学校、市役所の担当課に伝えて連携を取れる話し合いを行う) ◎アンケート実施 (保護者を対象にアンケート実施しより良い学童の運営、保育に活かす。)	◎法定点検 ◎エアコン掃除

7 月	◎七夕 （七夕の由来を伝え、笹に願い事を書いた短冊をとりつける。） ◎制作 （うちわなどを作る） ◎避難訓練（地震、火災、その他の災害などを想定した避難訓練を、理解しやすい方法を考え、実施しながら行い災害時に対応できる力をつける。） ◎防災指導車グラドン号での地震体験 （普段出来ない地震の震度や身の守り方を体験して学ぶ。） ◎危険予知 （遊びに行くときなどの危険を想定して学ぶ。）	 （七夕の様子）  （地震体験の様子）
8 月	◎にこにこ子合同夏祭り （子ども達が主体となりお店を開き、お店当番を担当し、ソーラン節・エイサーなどの発表をする。） ◎水遊び （水鉄砲などを使い遊ぶ） ◎お取り寄せご飯 （みんなで同じ物を食べて共感しながら楽しむ。）	 （夏祭りの様子）
9 月	◎お月見 （月見団子を食べ行事の由来を学ぶ） ◎認知症サポーター養成講座 （地域包括支援センターの方に来て頂き認知症について学ぶ。） ◎危険予知 （感染症について知り、予防を学ぶ。）	◎草引き

10 月	◎にこにこ子合同ハロウィン （子ども達と協力しながらお化け屋敷や可愛い部屋を作り、仮装をしたり非日常を楽しむ。） ◎避難訓練 （地震、火災、その他の災害などを想定した避難訓練を、理解しやすい方法を考え、実施しながら行い災害時に対応できる力をつける。）	◎自主点検  (ハロウィンの様子)
11 月	◎勤労感謝工作 （お家の方に日頃の感謝を込めて、工作し普段伝えられない気持ちを伝える。） ◎ふれあい祭り （地域のお祭りに出店し地域の方々と交流を持つ。）	◎日常掃除 （室内・室外の掃除） ◎環境整備 （防火点検、救命器具の点検） ◎草引き
12 月	◎クリスマス会 （子ども達が提案した遊びなどを取り込み、プレゼントの発表などでクリスマス会を楽しむ。） ◎大掃除 （子ども達と掃除を行い物を大切にする心や整理整頓の大切さを学ぶ。）	◎大掃除 ◎ワックスかけ
1 月	◎初詣 （地域の神社までみんなでお散歩に行く。） ◎制作 （凧作り、凧揚げや竹とんぼ作りなどをして昔あそびにふれあう。） ◎七草の日 （七草がゆを食べ、行事の由来を学ぶ。） ◎避難訓練 （地震、火災、その他の災害などを想定した避難訓練を、理解しやすい方法を考え、実施しながら行い災害時に対応できる力をつける。） ◎危険予知	 (竹とんぼづくりの様子)

	(災害が起こった時、笠縫の施設の中でどこが危険のかをおさらいする。)	
2月	◎節分 (豆まきをし、邪気払いをし、行事の由来を学ぶ。) ◎バレンタインデーお菓子つかみ取り (日常とは違うおやつを楽しむ。) ◎保護者交流会 (軽食を伴う座談会や軽く体を動かすアクティビディ等を行い保護者と支援員との交流に加え、保護者同士の交流を促進する。) ◎アンケート実施 (保護者を対象にアンケート実施しより良い学童の運営、保育に活かす。)	◎法定点検 ◎エアコン掃除  (節分の様子)
3月	◎桃の節句 (桃の節句にちなんだおやつを食べ、子ども達の健康を願い行事の由来を学ぶ。) ◎ホワイトデー (日常とは、違うおやつを楽しむ。) ◎新入所説明会 (次年度入所する児童、保護者を対象に説明会を行い一人ひとり面談し、保護者から引継ぎをする。) ◎遠足 (普段出来ない事を体験する事で感性を育てる。また、異年齢との交流により、リーダーとしての素質をそだてる。) ◎お別れ会 (卒所する子ども達と最後の思い出を作る。企画を子ども達と考え卒所の子ども達を見送る。子ども達が次世代のリーダーの自覚を持てるように促す。) ◎避難訓練	◎溝掃除  (遠足の様子)

	(今まで学んできた事のおさらいをする。)	
毎月	◎お誕生日会 (その月に誕生日の子どもに誕生日カードを送り、皆で誕生日を祝い、ケーキを食べる。) ◎手作りおやつ (支援員が普段と違うおやつを作り、子ども達と共に普段と違うおやつを楽しむ。(長期休みは子どもにも手伝ってもらい、達成感や調理技能の獲得を目指す。) ◎のびっ子会議 (みんな遊びの企画をたて、実行する。役割や内容を子ども達が提案し、それを支援員がサポートする。) ◎みんな遊び (子ども達全員が同じ遊びをし、協調性やルールを守る大切さを学ぶ。) ◎昔遊び教室 (こま教室、けん玉などの昔あそびにふれあう。)	◎日常掃除 (室内・室外の掃除) ◎環境整備 (防火点検、救命器具の点検)  (のびっ子会議の様子)  (お誕生日会の様子)

※他の団体には実行できないような独自性などを積極的にアピールしてください。

3. 草津市児童育成クラブ指定管理者業務実施体制

支援員等の配置の考え方					
	専任・兼任	雇用 形態	主に従事する 業務・役職	資格・能力 等	一週間 の勤務 時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
勤務体制基準について（※60人定員施設の支援員配置体制の記入例）					
開設日	8:00～	8:30～	12:00	～ 17:30	17:30 ～19:00
学校休業日					
土曜日					
長期休業日					
支援員等の賃金等の待遇や職場環境について					
別に定める就業規則に従って就労者は就業する。賃金規定に従って賃金の支払いをする。最低賃金が上がる場合にはそれに基づいて支給する。法人として安全衛生推進委員会と法令順守委員会を設けそれぞれに委員を出している。働きやすい職場づくりを目指して検討会を常に持つ。職場の代表が意見を言う機会を作っている。継続して働くことができるように、産休、育休の制度を設けている。復帰した場合は時間短縮で働く環境を作っている。処遇改善を行い、勤務時間に応じて補助を行っている。また、キャリアアップ加算を行い、支援員の資質向上を目的とした研修にも参加している。					

支援員等の研修について

様々な家庭環境の児童が集まってくる施設である。ひとりひとりの支援員の保育感の統一と児童の見立てにおいては支援員同士の話し合いは欠かせない、常勤、非常勤、（パート、時間給）を問わず、より良い支援をするためにみんなが意見を出し合い話し合う機会を多く持つ。



その上に立って支援員としての質の向上を目指して、個人情報保護研修、虐待研修、人権研修、アレルギー持つ児童の対応、豊かな遊び、障害を持つ児童の発達、食中毒、安全衛生、応急処置の仕方等を事業所、現場で行う。

外部研修には積極的に出ることができるようにシフトを組む。

新人には現場で3か月ほどベテラン支援員が付き、日報、月のまとめを書き支援する。

隔月で滋賀・関西事業本部子育て・子育てプロジェクトを開催している。その研修に参加する。

全国子育て・子育て会議の広域研修会に出る。

※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。

なお、常勤とは、この事業専属で従事する貴団体の職員、またはこの事業実施の全期間中に渡って専属で雇用する人をいい、非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人のことです。

※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例および指定管理者仕様書の配置基準を参考にして、記入してください。

※ 書ききれない場合は、本様式をコピーして使用してください。また、その際には別紙を添付した旨を記入してください。